

入札公告

一般競争入札を執行するので、岩美町財務規則（昭和62年岩美町規則第1号）第130条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月9日

岩美町長 長戸 清
(公印省略)

1 入札に付する事項

(1) 次に掲げる物件の売却

物件 番号	名 称	予定価格 (最低入札価格)	入札補償金
08-1	消防ポンプ積載車 スバル サンバー H5 年式 走行距離 11, 141.6 km	50,000 円	5,000 円
08-2	消防ポンプ積載車 スバル サンバー H6 年式 走行距離 4, 727 km	50,000 円	5,000 円
08-3	消防ポンプ積載車 三菱 ミニキャブトラック H7 年式 走行距離 3, 643 km	50,000 円	5,000 円

(2) 参加申込期間及び場所

ア 入札参加希望者は、令和8年10月30日(金)午後1時から同年11月17日(火)午後2時までの間、岩美町が定める岩美町公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）内で参加仮申し込みを行うこと。

イ 入札保証金は、アの手続きの際に、クレジットカードによる納付を選択すること。

ウ 上記アによる参加仮申し込みを行った後、岩美町のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、岩美町に送付又は持参すること。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

(必要書類)

住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）（写し可）

印鑑登録証明書（印鑑証明書）（写し可）

免許証のコピー

住民基本台帳カードのコピー

パスポートのコピー

うちいずれか1通

※複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票及び印鑑登録証明書などは1通のみ提出してください。

(3) 入札期間及び入札場所

(2) の手続きを完了した入札参加者は、令和8年12月1日(火)午後1時から同年12月8日(火)午後1時までの間に、売却システム内で入札を行うこと。

(4) 開札日時及び場所

令和8年12月8日(火)午後1時から、売却システム内で開札を行う。

2 ガイドライン及び契約条項の交付

(1) 交付期間及び時間

令和8年10月30日(金)午後1時から同年11月17日(火)午後2時までの間に売却システム内及び岩美町のホームページから入手するものとする。

(2) 交付場所及び入札に係る問合せ先

〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富675番地1

岩美町総務課 地域防災係

電話：0857-73-1411

3 契約担当部署 総務課 地域防災係

4 入札手続等

(1) 郵便又は電信による入札の可否

郵便又は電信による入札は認めない。

(2) 下見会

【消防ポンプ積載車】

日時：令和8年10月29日(木) 14:00～16:00

会場：車両保管場所 ※詳細は官公庁オークションに掲載の各物件詳細参照

※注意事項

- ・見学会来場時には、参加申込者であることが確認できる身分証明書をご持参ください。
- ・車両見学されない場合でも入札にご参加いただけますが、物件の状態について了承したものとなりますので、ご承知おきください。
- ・上記見学会以外に物件をご覧になる機会はありません。
- ・事前に参加申し込みのない見学会来場については対応しかねますのでご了承ください。

(3) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
- ウ ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できない者
- エ 1の(2)の手続きを行っていない者又は1の(2)に定められた期間内に手続きが終了しなかった者
- オ その他町長が不適当と認める者

(4) 入札保証金

本件入札に参加する者は本件公告に掲げられた入札保証金を納付しなければならない。
1の(2)のアにより参加申込みを行い、売却システム運営元からクレジットカード売上承認に係るカード与信枠を取得している事実を証する書面が岩美町に提出された場合は、入札期間満了後に担保の返還を行うものとする。

(5) 入札及び開札

- ア 入札者は、1の(3)に定められた期間内に売却システム内に入札価格を登録する手続きを行うこと。ただし、この登録は1回のみ可能とする。
- イ 開札は、令和8年12月8日(火)午後1時から、売却システム内で行う。
- ウ 入札者は、岩美町財務規則(昭和62年岩美町規則第1号。以下「財務規則」という。)を熟知の上、入札すること。
- エ 入札後、本件公告、ガイドライン、物件情報等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- オ 入札者は、その理由いかんにかかわらずいったん登録した入札価格の書き換えを行うことはできない。

(6) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札保証金と同等の金額を納付しなければならない。
なお、落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金に充当できる。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

- イ 入札者の求められる義務を履行しない者の入札
- ウ 入札に関して不正のあった者の入札
- エ 4の(4)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が各物件ごとに定めた額に満たない者のした入札
- オ 同じ物件について2以上の入札を行った者の入札
- カ 委任状のない代理人の入札
- キ 他の入札者の代理を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- ク 政令、財務規則、本件公告に違反した入札

(3) 契約書の要否

要。なお契約書に貼付する印紙代は買主の負担とする。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げた予定価格(最低入札価格)以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ(売却システム上の自動抽選)により決定するものとする。この場合、くじを辞退することはできない。

(5) 用途制限

この広告の物件は、次の各号に掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付するものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は岩美町公有財産売却ガイドラインによる。